

新井白石撰『東雅』と『琉球神道記』
— 琉球関連記事「林」をめぐって —
Arai Hakuseki's Toga and Ryukyū shintoki.
Descriptions of "Hayashi" on Ryukyū

賀耀明

He Yaoming

摘要

本文文以江戸中期の語源词典《東雅》为对象，采用比较文学出典论的研究方法，将《東雅》与《琉球神道記》的本文进行对比，加以文献学的实证考察。在回顾《琉球神道記》的成书经过的同时，考察《東雅》作者新井白石の琉球认识的来源，推断新井白石参看其书的经过，进而论述《琉球神道記》对《東雅》成书的影响。

キーワード：諸本、成立、問対、林

目次

- はじめに
- 一、『琉球神道記』の諸本
 - 二、袋中撰『琉球神道記』の成立
 - 三、新井白石と『琉球神道記』
 - 四、『東雅』における『琉球神道記』の引用
むすび

はじめに

江戸中期の語源辞書、新井白石撰『東雅』には、中国・朝鮮・蝦夷・オランダ、さらに琉球に関する記述が多くみられる。琉球関連記事を含む語彙は、『東雅』に「楓」「桜」「梅」「林」「酒」の五例確認される¹⁾。

一方、慶長十三年（一六〇八）に成立した『琉球神道記』は、琉球に関する日本最古の文献である。同書は五巻からなり、巻一は三界四洲、巻二は竺土、巻三は震旦、巻四は琉球の諸伽藍の本尊、巻五は琉球の神祇について記述している²⁾。

『東雅』には、『琉球神道記』の引用が「林（ハヤシ）」の項に確認される。本稿は、『東雅』の出典研究の一環として、『琉球神道記』をとりあげる。

白石は『琉球神道記』を参看していると考えられる。本稿では、『東雅』において、白石はどのようにこの書を活用しようとしたのかを明らかにしたい。

一、『琉球神道記』の諸本

横山重氏は現存の『琉球神道記』の諸本の所在について、次のように論じられた。

版本には二冊本と三冊本と五冊本とがある。同版である。神宮文庫・静嘉堂文庫・彰考館・帝国館・沖繩館・鈴鹿三七氏等が、各一本を藏している。東洋文庫には、新井白石自筆の「琉球記」と題したものがあ

る。此は版本巻第五の抜書である。

京都市袋中庵には、袋中自筆の二冊本がある。

又史料編纂所には良照利廓所持の写本がある。阿波国文庫旧藏³⁾。

これにしたがえば、『琉球神道記』の伝本系統は、大きく次の二系統に分類することができる。

撰者袋中良定の自筆稿本（京都・袋中庵所蔵）

慶安元年（一六四八）に刊行された版本

ただし、横山氏によれば、袋中良定の自筆稿本と版本との間には、本文の異同がみられる。

本版本との間に少異がある。自筆本には、序文に馬幸明云々の記事がなく、巻第五に「鹿嶋明神事」、「諏訪明神事」、「住吉明神事」等の記事がない。

一方、『琉球神道記』の流布状況について、原田禹雄氏は次のように述べられた。

『琉球神道記』の刊本は慶安元年（一六四八）十月に、京都の村上平樂寺から刊行された。わが国で流布された『琉球神道記』は刊本であり、あるいは自筆本によって校訂した刊本、あるいは、自筆本の影印本である。

『東雅』には『琉球神道記』の書名は確認されない。しかし、白石が『琉球神道記』を確実に参看した形跡がみられる。そこで、『琉球神道記』の成立、書誌について確認しておきたい。

二、袋中撰『琉球神道記』の成立

『琉球神道記』撰者の袋中（天文二十一年（一五五二）～寛永一六年（一六三九））は、安土桃山から江戸初期の浄土宗の僧である。名は良定、号は弁蓮社入観。天文二十一年（一五五二）に、陸奥国岩城郡（福島県）で生まれた。浄土宗のほか諸宗の学を究め、梵語にも通じ、兄の以八とともに名越流の二大徳と称された。慶長八年（一六〇三）、五二歳のとき入明を志したが果たさず、琉球（沖繩）に渡って浄土教を広めた。著書に『浄土血脈論』、『梵漢対映集』があり、袋中が慶長八年～十〇年（一六〇三～一六〇五）に那覇に滞在したおりの見聞録『琉球神道記』がある。

袋中の琉球滞在及び『琉球神道記』の成立は、琉球側の史書にも見える。時代は下るが、一七〇一年成立の蔡鐸本『中山世譜』巻七には、次のように記す。

三十一年癸卯（明万曆三十一年、即慶長八年）、僧袋中、乃扶桑人。至_レ国留三年。著_二神道記一部_一而還。

（三十一年癸卯（明・万曆三十一年、即ち慶長八年なり）、僧袋中、乃ち扶桑の人なり。国に至り、留むること三年、神道記一部を著して還る。

これによれば、袋中は明・万曆三十一年（一六〇三）、即ち慶長八年に琉球に至り、三年間滞在して、『琉球神道記』を著して日本に帰国した。したがって、『琉球神道記』は帰国以前、琉球国内において成立していたことになる。

また、一七四五年に成立した『球陽』巻四尚寧王の条には、次のように記されている。

十五年（〇尚寧王即位十五年、即万曆三十一年）扶桑僧袋中至_レ国。

日本国浄土宗僧袋中雲_二遊本国_一。逗留三年。著_二作神道記一部_一。且據_二取仏経佳句_一。以和_二俗言_一。而教_レ之於_二那覇人民_一。日夜誦_レ之誦_レ之。

使_下人興_二發善心_一。懲_中戒惡志_上也。本国念仏自_レ此而始。

（十五年（〇尚寧王即位十五年、即ち万曆三十一年なり）、扶桑の僧袋中、国に至る。

日本国浄土宗の僧袋中、本国に雲遊す。逗留すること三年、神道記一部を著作す。且つ仏経の佳句を摭ひ取り、以て俗言に和し、之れを那覇の人民に教ふ。日夜、之を誦し之を読み、人をして善心を興発し、惡志を懲戒せしむるなり。本国の念仏、此れより始まる。）

これによれば、袋中は三年にわたる琉球滞在期間中に『神道記』を著した。そして、仏教經典のなから佳句を拾いあげ、その漢語を琉球のことに和らげ、わかりやすくして那覇の人々に教えた。昼も夜もこれを誦しこれを読んで、人々に善心を発させ、惡心を戒めた。琉球の念仏は、袋中に始まるという。

『中山世譜』『球陽』はともに、袋中が琉球滞在中に『琉球神道記』を「著作」したという点で一致している。

一方、慶安元年（一六四八）刊『琉球神道記』版本序文には、『琉球神道記』成立の経緯が次のように述べられている。

予扶桑国東海邊_ニ之貧士也。身_ハ風雲流水_ニシテ而於_レ山於_レ海過_二二万里_一。不_レ意_一。致_レ此_二邦_一。籠_二桂林之深_一。經_二三箇_一年星霜_一。有_レ問_二豪傑_一。絶_レ便_二尋_レ道_一。不_レ交_二智徳_一友_一。無_レ違_二問_一津。达也聽_二莠莠_一之誦_一。思_二尊皇化儀_一。爾_ニ有_二国士_一黃冠

馬幸明ト云人。語レ我ニ云。吾レ我國ノコト雖神國ナリト。昔ヨリ未タレ有ニ其傳記。願ハ記玉ヘレ之。云ク我ハ他邦ナリ。何ソ知ニ國事ヲ。明云。我粗聞ク。所ヲレ不レ記問ニ知人ニ。請コト頻ナリ。故ニ諾。爾ニ披ニ此言ヲ。恣ニ注スニ同塵ノ徳ヲ。号シテ曰ニ琉球神道記。分テ為ニ五卷。総シテ而為令シカレ知ニ器界之濫觴ヲ。挙テニ四州ヲ為ニ第一ノ巻ト。雖ニ神祇ハ通ニ諸邦ニ。各有ニ表裏。竺土ハ仏國。震旦ハ王國也。故ニ今彰テニ其一ヲ。而積竺土為ニ第二巻ト。挙テニ震旦為ニ第三。次挙テニ當國諸伽藍ノ本尊ヲ。詮シテ垂迹之本地ヲ以テ為ニ第四。後ニ正挙ニ此神祇ヲ為ニ第五矣。今旅敵無ニ一冊ノ書、不能レ閱。唯加テニ愚蒙ノ暗記ヲ、而為ニ佐助一、鈎鎖以テニ倭假字一、骨節齟齬蓋シ此故也。儻漏テ而入ラハニ他邦ニ者。羞慚之甚キ也。于峯 大明萬曆三十三年龍集乙巳四月之望日也。

(粵)ニ予、扶桑國の東海邊霞の貧士なり。身は風雲流水にして、山に海に万里を過ぐ。意はざりき、この邦に狂り、桂林の深きに籠もり、三箇年の星霜を経るとは。豪傑劣に問有れば、道を尋ぬるに便りを絶つ。智徳の友に交はらざれば、津を問ふに道も無し。込也。薊蕘が謳啞を聴きて、尊皇の化儀を思ふ。爾に、国士黄冠(彼国の三位)馬幸明と云ふ人有り。我に語りて云く「吾(我が国のこと)、神國なりと雖も、昔より未だ其の伝記有らず。願はくは、之を記し玉へ」と。云く、「我は他邦なり。何ぞ国事を知らん」と。明云く、「我、粗聞く。記せざる所をば、知る人に問はん」と。請ふこと頻りなり。故に諾す。爾に、彼の此の言を披つて、恣に同塵の徳を注す。号して『琉球神道記』と曰ふ。分ちて五巻と為す。総じて、器界の濫觴を知らしめんがために、四州を挙げて第一の巻と為す。神祇は諸邦に通ずと雖も、各表裏有り。竺土は仏國、震旦は王國なり。故に今、其の一を彰めて、竺土を釈して第二巻と為し、震旦を挙げて第三と為す。次に、當國の諸の伽藍の本尊を挙げて、垂迹の本地を詮して、以て第四と為す。後に、正しく此の神祇を挙げて第五と為す。今、旅敵に一冊の書もなく、閱するに能わず。唯だ愚蒙の暗記を加へて、佐助と為して、鈎鎖するに倭假字を以てす。骨節齟齬は蓋し此の故なり。儻漏れて他邦に入れば、羞慚の甚しきなり。時

は大明・萬曆三十三年龍集乙巳四月の望日なり)
これによれば、袋中は琉球国の士族・馬幸明の要請に依じて、地元の神道を記して『琉球神道記』五巻を著し、巻一を四洲、巻二を竺土、巻三を震旦、巻四を當國伽藍本尊、巻五を神祇とした。

序文の末には「大明萬曆三十三年龍集乙巳四月の望日」の日付がある。「龍」は星の名、「集」は宿るの意で、この星は一年に一回周行するところから、「龍集」は一年の意である。「乙巳」は歳次乙巳、明・萬曆三十三年(一六〇五)に符合する。「望日」は陰曆十五日である。この日は、袋中が琉球に滞在して三年目にあたる。この時点で、袋中はまだ琉球に滞在していたとみてよい。

しかし、袋中の自筆稿本奥書には、版本にはない次の本文がある。

此一冊有草案。自南蛮歸朝平戸至中国。於石州湯津葉師堂初之、上洛之路中船中而書之、於山崎大念寺終之。集者袋中良定。

慶長十三年十二月初六云爾

(此の一冊に草案有り。南蛮より平戸に歸朝し、中国に至る。石州・湯津葉師堂に於いて之を初め、上洛の路中、船中、之を書き、山崎・大念寺に於いて之を終ふ。集する者、袋中良定。

慶長十三年十二月初六、云爾)

この「慶長十三年(一六〇八)」は、版本序文の「明・萬曆三十三年(一六〇五)」と異なる。これについて、横山氏は次のように解された。

序文の萬曆三十三年四月望日は、書き終わった日ではなくして、書き始めた日である。

袋中は琉球から帰国する前に、琉球で完成させた『琉球神道記』第一稿を馬幸明に与え、その写し、ないしは草稿を日本に持ち帰ったものであろう。袋中はこの写し、ないしは草稿本を上洛の途上で書き続け、山崎・大念寺で第二稿を書き上げた。これに「慶長十三年十二月初六」の日、この文を奥書に書き記したのである。

以上の史料によつて、『琉球神道記』には第一稿、第二稿が存在したことが確認される。

第一稿は、明・萬曆三十三年（一六〇五）、すなわち慶長十年に琉球で完成させ、琉球に残されたものである。第二稿は、帰国後、慶長十三年（一六〇八）に完成させた第二稿である。

さらに、慶安元年（一六四八）に版本が刊行され、稿本とともに今日に伝存する。白石はこれらの伝本のうち、いずれかを参看したものと考えられる。

三、新井白石と『琉球神道記』

新井白石は、どのような問題意識で『琉球神道記』を参看したのであろうか。

そこで、白石と琉球使節の交流に着目したい。琉球使節の十八回の江戸上りのうち、白石が会見した琉球使節は、宝永七年（一七一〇）と正徳四年（一七一四）の二度である。

白石は琉球使節との会見にいたるまでも琉球と関わっており、琉球に関する知識を深めていた。

元禄七年（一六九四）五月廿五日、甲府藩主綱豊に仕えていた白石は、甲府藩に進上された朝鮮・世界の地図とともに、琉球の地図の「書付」起草した。これ以後、白石は琉球復書を起草し、琉球の日記を閲覧し、琉球使節謁見の際の座席を建議するまでに至っている¹⁰。

白石は琉球について幕府の要請に応えることができるほどの知識を蓄積しており、宝永七年度・正徳四年度の琉球使節と直接面会する前に、周到に事前準備をしていた。

そのひとつが琉球関連資料の閲覧である。そのなかに『琉球神道記』があった。

白石が『琉球神道記』を参看した論拠は、『白石先生琉人問対』の問答記録に確認される。『白石先生琉人問対』は、正徳四年度の琉球使来聘に際しての質疑応答の記録である。この書の成立は正徳五年（一七一五）であり、正徳四年度琉球使節との質疑問答の記録六六条が記されている。宮崎道生氏は『白石先生琉人問対』の内容を、①琉球王家関係、②対明・清関係、③政

治法政関係、④経済社会関係、⑤地理物産関係、⑥言語習俗趣味関係、⑦生活様式関係、⑧宗教関係に分類して示された¹¹。

『白石先生琉人問対』にみえる問答記録を『琉球神道記』の原文と対照すると、宗教関係の第十条「神の事」、第十一条「神託」、第二十一条「変身」、第二十二条「託女」、地理物産関係の第十四条「タシカ・シキユ・阿檀」、第四十一条「阿檀」、第四十二条「タシカ・シキユ」が『琉球神道記』に拠ることが確認される。

右の七条を記録の日付や質問の内容・対象によって整理すると、次のようになる。

正徳四年十一月・琉球使節に対する問答 …… 第十条・第十一条・第十四条

四条

正徳四年十二月・薩摩藩家中衆に対する問答… 第二十一条・第二十二條
日付記載無し・琉球使節に対する問答 …… 第四十一条・第四十二條

白石は少なくとも二度にわたって、『琉球神道記』から得た知識を琉球使節に確かめている。

表1は、『白石先生琉人問対』第十条と『琉球神道記』の本文を対照して示したものである。

表1から、『白石先生琉人問対』は、忠実に『琉球神道記』を引用していることが確認される。「百余年前、日本の僧琉球に在る事年久しく、其土の風俗をしるし候書」とは、『琉球神道記』をさす。白石は琉球の神祇のことを正徳四年度琉球使節に尋ねたが、使節は「今は神の出現の事を聞かず」とのみ答えている。

このことから、第八回琉球使節と問答する正徳四年（一七一四）以前に、白石は『琉球神道記』を参看したとみてよいであろう。白石は正徳四年以前から『琉球神道記』を読み込んでいた。そして、『琉球神道記』から得た知識を『東雅』に引用した可能性が想定される。

表1・『琉球神道記』と『白石先生琉人問対』

慶長十三年（一六〇八） 袋中撰『琉球神道記』巻五「キンマモン」	正徳五年（一七〇五） 『白石先生琉人問対』第十条「神の事」
<p>（前略） 守護ノ神現ジ玉フ。キンマモント称ジ上ル。 天ヨリ下給フ、ギライカナイノキンマモント称ス。 海ヨリ上給フヲ、フボツカクラノキンマモント称ス。 （中略）七年一回ノ新神ハ、二七日ノ御託ナリ。 又、一紀一回ノ荒神、亦二七日ヲ期トス。 又山神、時有テ出コト。国人間見ル也。希有トモ七ズ。国上ニシテ船板ヲ曳ニ。山嶮岨シテ、人力盡ヌ。山神ヲ頼ム。即出テ、次郎、五郎ト云、両リ小僕ヲ下知シテ曳シム。 又ヲウチキウト云海神。長一丈計。睨大ナリ。欺ヲ結テ、肩ニ掛、初二、那婆ノ町ニ現ヌ。 又新神出給フ、キミテズリト申ス。出ベキ前ニ上ノ深山ニ、アヲリト云物現ゼリ。</p>	<p>百余年前、日本の僧琉球に在る事年久しく、其土の風俗をしるし候書に、神の事をつまひらかにしるし候所に、キンマモン キライカナイノキンマモン フボツカクラノキンマモン、 七年一回のアラ神、 十二年一回のアラ神、 又山神、 次郎五郎の両童をしたかへて出現し、 ヲウチキウト申す海神出現し、 又キミテズリと申す神出る時は、 アヲリといふ物現すと申す事有レ之、此事の子細詳に承度候事。 答万暦年間、日本僧袋中在「琉国」、詳記「神道之事」。然百年以来、国俗大變、今也不聞「神出現之事」。</p>

四、『東雅』における『琉球神道記』の引用

享保四年（一七一九）に成立した『東雅』は七〇五の掲出語を収載する。そのうち、『琉球神道記』の引用例は、巻二地與「林（はやし）」一例のみである。

そこで、『東雅』にみえる「林（はやし）」の考証に注目したい。白石は「ハヤシ」の語源に関心を寄せていた。『東雅』巻二地與「林」冒頭で、「林」について次のように論じている。

林 ハヤシ 義不詳。出雲国風土記に意字ノ郡拜志郷の事を記して、昔国造られし大神、大穴持命、越の八口を平けむがために、此地樹林茂盛之所に至りまして、吾御心之波夜志とのたまひし故に林といふ、神龜三年之詔に依りて、拜志としるす見えたり。これ上古の時、事を記せしに、ハヤシといひし語の聞えし始也。

『東雅』は、ここで『出雲国風土記』意字ノ郡拜志郷、大穴持命の「吾御心之波夜志」を引いて、「樹林茂盛之所」を「林（ハヤシ）」という初例とする。

また、『東雅』巻二地與「林」では「日本書紀」顕宗天皇即位前紀の「室寿」の詞を引いて、「此家長ノ御心之林也」に注目する。

また顕宗天皇紀に見えし室寿の詞に築立ル柱者、此ノ家長御心之鎮也。取リ拳ル棟梁ハ者、此家長ノ御心之林也といふ事みえけり。旧事、古事、日本紀等の書に、上世の事共しるせし所にみえし林の字、皆読てハラといふ。原の注に見えたり。読てハヤシといふ事は、此天皇紀を始とす。

これらの語義は、『時代別国語大辞典 上代編』の「はやし」の項が、はやし（名）栄えあらしめるもの。いつそう引き立てるもの。賞スの名詞形。

とするもので、同書には『万葉集』三八八五番歌、『倭姫世記』とともに、白石のあげた『出雲国風土記』意字ノ郡拜志郷、『日本書紀』顕宗天皇即位前紀の用例が掲出されている。

白石は、この「賞し（はやし）」と「林（はやし）」を結びつけるための用

例を求めていたものと考えられる。

表2は「林(はやし)」について『東雅』本文と『琉球神道記』本文を対照したものである。

表2・『琉球神道記』『拜林』と『東雅』『林』

慶長十三年(一六〇八)	享保四年(一七一九)
袋中撰『琉球神道記』巻第五	新井白石撰『東雅』巻二地與「林」
時二国二火ナシ。龍宮ヨリ乞フ爾シテ、 国成就シ、人間成長シテ、守護ノ神現ジ 玉フ。「キンマモン」ト称ジ上ル。此神 海底ヲ宮トス。毎月出テ託アリ。所々の 拜林ニ遊玉フ。	(前略)古の時には、ハヤシといひしもの は、モリなどいふもの、ごとく、神社あ る所の藁木之地をさしいひしと見えたり。 琉球国にして、ユガミバヤシといふは、 即チ神林也。外国の事にはあれど、彼国 人の語には、我國の古語と覚えしきい らもある也。

表2から、『東雅』が「拜林」の和訓「ユガミバヤシ」を引く文脈を読み取ることができる。『東雅』は「林(はやし)」を樹木の群生するところとする。『時代別国語大辞典 上代編』の「はやし【林】」の項は次のように注し、

はやし【林】(名)林。樹木の群生している所。

『日本書紀』皇極天皇三年紀、『万葉集』八二四番歌、一九五八番歌とともに、白石のあげた『出雲国風土記』意宇郡拜志郷(ハヤシ)を用例として掲げ、【考】に次のように記す。

【考】モリにも見られるように、樹木・森林には神が宿ると考えられていた。

また、同書「はゆ【生】(動下二)」の項の【考】には、「はやす」、「生ゆ」との関連を指摘して次のように注する。

【考】榮ユ(↓はやす)と同源の語で、元来目に立ってくる状態をいうのであろう。「萑(波曳)媛」(顕宗前紀)の「萑」は、人名中の例だが、生ユの名詞形であろう。

このように、白石が解明しようとした「賞し」「林」の語源説は、その当

否は別としても、重要な用例を示しているのであり、そのひとつの例として、『琉球神道記』に由来する「拜林」の和訓「ユガミバヤシ」を引用していることは注目されよう。

むしろ

新井白石は宝永七年(一七二〇)度、正徳四年(一七二四)度の二度の琉球使節と面会し、問答を行ったが、それ以前から琉球に関心を寄せ、『琉球神道記』を読んでいた。

『東雅』には『琉球神道記』の書名はあげられない。しかし、『東雅』巻二地與「林」には、白石が『琉球神道記』「拜林」の訓を引用していることが確認される。それは日本の上代語にさかのぼって、「林(はやし)」と「賞し」「生ゆ」の同源説を検証するためであった。

『東雅』にみられる『琉球神道記』の引用は、新井白石が繋がっていた東アジア、特に琉球・朝鮮との知的ネットワークの痕跡として注目すべきであろう。

※『東雅』の本文は杉本つとむ編著『新井白石 東雅一印・翻刻』(早稲田大学出版部、一九九四年三月)に拠る。

『琉球神道記』の本文は西尾市立図書館(岩瀬文庫)所蔵慶安元年版本『琉球神道記』による。

注

- (1) 拙稿「新井白石と琉球使節―『東雅』琉球関連記事「楓」「桂」をめぐって―」『語学教育研究論叢』第三七号、(大東文化大学語学教育研究所、二〇二〇年三月)。
- (2) 弁蓮社袋中著・原田禹雄訳注『琉球神道記』(榕樹書林、二〇〇一年七月)。
- (3) 横山重編著『琉球神道記 弁蓮社袋中集』(角川書店、一九九四年六月)。

- (4) 注(2)の前掲書。
- (5) 注(2)の前掲書。
- (6) 伊波普猷編纂『中山世譜』『琉球史料叢書』四(東京美術、一九七二年四月)。
- (7) 鄭秉哲編・桑江克英訳註『球陽』(三一書房、一九七一年七月)。
- (8) 注(2)の前掲書。
- (9) 注(3)の前掲書。
- (10) 注(1)の前掲論文。
- (11) 宮崎道生「白石先生琉人問対」について(『弘前大学国史研究』十七、一九五九年六月)。
- (12) 上代語辞典編修委員会『時代別国語大辞典・上代編』(三省堂、一九八七年一月)。